

177-衆-外務委員会-15号 平成23年07月29日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

今回の三条約の中で、東南アジア友好協力条約を改正する第三議定書及び千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の修正及び訂正に関する確認書については賛成であります。その上で、国際通貨基金協定、IMFの改正に関して質問いたします。

まず、先ほど来議論がありますガバナンスの改革についてであります。私、ちょっと別の角度から聞きたいんですけども、今回の協定改正は、これまで出資額上位国に与えられていた無投票選出という特権を排除するという意味においては、私は当然の措置だと考えております。しかし、議決権のシェアについていいますと、依然として出資額の多い先進国が圧倒的に上位を占める。IMFの理事選出はもちろんです。政策、方針の決定においても先進国は優位となったままとなっております。

特に私が問題だと思うのは、IMFの議決要件が八五%というふうになっているもとで米国の議決権のシェアが一六・五%、増資後ですけれども、これを占めるということで、引き続きいわば拒否権を持つことになるということでもあります。

そこで、松本大臣に伺いますが、今回の協定を改正しても、IMFに対する米国の支配力が維持されるという点においては仕組みは変わらないんじゃないかと思うんです。このことに新興国や途上国から不満の意見、批判が根強くあるのは、これまた当然だと思います。このIMFの議決権におけるこうした問題点について、どのようにお考えでしょうか。大臣に伺いたいと思います。

○松本国务大臣 今委員から御指摘がありましたように、IMFでは、各加盟国がその経済における相対的な地位を反映した出資額などに基づく投票権を行使するというようになっており、意思決定をされることになっているところであります。

この意思決定については、先ほど委員からお話がありましたように、例えば、クォータの変更であるとか、評議会の設置であるとか、選出理事数の増減または維持などについて、特別多数決が必要となる重要事項の中には、投票権ベースで八五%以上の同意が必要とされるというものがあつて、他方で、米国が一五%以上の投票権を持っていることから、一部事項については米国は実質上の拒否権を有しているというふうにされている指摘があることは、今お話があつたとおりであります。

もちろん、出資比率は今回、これも委員よく御理解のとおり、変わったわけでありまして、その点について今回のガバナンスの変更があつたと言うことはできないというふうに、私も、その意味では御指摘はそのとおりだというふうに思います。

他方で、協定の改正という意味からすれば、ぜひ前進をした部分というのを見ていただきたい、このように考えておまして、今回は、IMFが世界経済の安定のために、より効果的にその役割を果たすことが重要であるという視点から、そのための改革の一環として、理事の選出方法の見直し、理事全員を選挙によって選出することを、この点については委員も今御評価をいただいたものと思いますが、主たる目的とした改定であります。

この改正の発効が要件の一つとなっている増資によって、先進国から新興国、途上国に対して三%程度のクォータシェアが移転する、出資比率が移転することになるわけでありまして、まさに、先ほどからも議論があつたわけでありまして、分担と責任、権利と責任というような部分の兼ね合いになってこようかというふうに思います。

米国においては事実上の拒否権ということについて委員からお話があつたわけでありまして、制度として、それだけ大きな負担をして大きな責任もまた果たそうとしている、結果として、そ

れが八五%の、出資比率ということで拒否権という制度になっていることそのものについては、私は、ここで評価をすることは差し控えたいというふうに思います。

大きな負担をして大きな役割を果たしている、私どももまた、大きな出資をしてそれだけの発言権を有すると同時に責任を果たしたいと思っていますし、新興国についても、今後、御負担をしてもらおうと同時に役割もしっかり果たして、責任もしっかり果たしてもらいたい。このことによって、世界全体の安定した経済運営につながるものだというふうに考えているところであります。

○笠井委員 役割と責任、中身が問題なわけですが、IMFのガバナンスを改善するには、投票権の基礎となるクォータの配分、今大臣言われましたが、これを見直して、世界経済において比重を高めている新興国の比率を上げる必要がある。

ガバナンス改革をめぐるのは、IMFの中でも、さらにはNGOや民間団体等からもさまざまな改革の提言が行われてまいりました。二〇〇八年の協定改正では、新興国、途上国の投票権及び参加を強化する目的で、総投票数のうち、出資額に関係なく各加盟国に平等に配分される基本票数を増加させる改定を行った。しかし、新興国及び途上国の発言権というのはわずかばかり高まりましたが、引き続き先進国が半数以上の票を占めて、米国を中心とする先進国主導のIMFの意思決定や人事運営を大きく変えるものにならなかった。そういう中で、ガバナンスの改革について抜本的な意見としては、国連の機関に切りかえて、投票権は各国平等にすべきだという意見も出されております。

そこで、改めて伺いますけれども、日本政府がIMFで議決権を行使する場合に、いかなる判断のもとで行うのか、その基本的スタンスはどのようなものか。また、IMFの改革において、出資比率第二位の日本の果たす役割は大きいと思いますが、日本政府として、ガバナンス改革についてどのような提言、提案を行ってきているのか。その提言、提案はIMF改革の中でどのように実現してきたか、あわせて報告を願いたいと思います。

○山花大臣政務官 IMFでは、国際社会の要請に、よりの確にこたえることが可能になるように、これまで、今御指摘がありましたように、その機能やガバナンスなどについての見直しが行われてまいりました。今回の改正に先立って、六度協定の改正が行われてきております。いずれもIMFの機能を強化するというために行われてきておまして、これまで我が国は、この協定改正を積極的に受諾してきているという経緯がございます。

また、先ほど御指摘があった、二〇〇八年の話がありましたけれども、今回のIMF改革というのは、二〇〇八年に発生した世界経済金融危機というものを受けて、IMFがその役割をより効果的に果たすようにすることを目的としたものでございます。

我が国のスタンスですけれども、これまで、この改革をめぐる議論の中で、IMFの資金基盤の増強ということ、また、先ほど大臣からクォータシェアについて説明がありましたけれども、世界経済における加盟国の相対的な地位の出資比率への適切な反映をするということ、またガバナンスの強化ということについての主張をしてまいりました。今回の改正は、こうした我が国の主張を内容とするものでございまして、一定程度その主張が反映されたものと考えております。

○笠井委員 次に、融資におけるコンディショナリティーの問題について伺いたいと思います。

IMFの融資を受ける際に、IMFから融資条件が設定をされる。IMFは、対外債務を抱えた国への融資条件や加盟国の経済政策への監視を通じて、緊縮政策や税制改悪、あるいは金融自由化、規制撤廃、民営化など、いわば弱肉強食の新自由主義を押しつけてまいりました。

かつてのアジア経済危機の際のIMFの対応に対する批判を受けて、二〇〇八年十一月の衆議院本会議での当時の麻生首相ですけれども、「IMFは、危機に対応する新興国、中小国に対して

積極的かつ柔軟に支援を行っていかねばならないと考えております。」このように答弁しております。

IMFが融資する際に、対象国の経済政策や経済システムそのものを変えろということまで迫るような条件をつけることは、その国の自主的あるいは自律的な経済発展を妨げることになり、いわば内政干渉にもつながるのではないか。そういう条件の押しつけをやめて、融資の条件を緩やかにするという点での改革というものはどうしても必要だと思います。

そこで、大臣に伺いたいんですけども、IMFのコンディショナリティーについて、支援対象国の自主性を重視すること、融資条件を必要最小限に限定することは、私、当然必要だと思うんですけども、大臣の見解はいかがでしょうか。

○松本国务大臣 委員もよく御承知のとおり、一九九〇年代末のアジア通貨危機の際に、IMFの被支援国へのコンディショナリティー、いわば融資の条件が、今お話がありましたように、特に構造政策面で過度に広範にわたり、必ずしも支援対象各国の実情を反映していなかった。その結果、アジア諸国等においてはIMF融資に対する抵抗感が生まれたということは、私どもも認識をいたしております。

実際に、IMFの中ではありますが、独立性の高い評価機関の報告書においても、当初のIMFの見通しが楽観的に過ぎ、その結果、プログラムにおける経済政策目標が緊縮的になり過ぎた、インドネシア、韓国に対して当初はIMFが要求した財政緊縮策は必要とは言えなかったなどの指摘も、IMF内部の評価機関からもあったというふうに承知をいたしております。

そのような反省のもとに、IMF自身、二〇〇二年、コンディショナリティーに関するガイドラインというのを策定しまして、この設定の際には、まさに今お話がありましたように、被支援国の主体性を重視する、その実情に即したものとするなどの指針を示したところであります。我が国としても、アジア危機の際の状況、支援の問題点ということをしっかり踏まえて、こういう取り組みを積極的に推進をしてきたというふうに考えております。

最近のIMFの視点というのは、このような方針を反映して、構造改革については必要不可欠なものに絞るなど、運用が弾力的に改善されてきているというふうに私どもは見ているところであります。また、今回の世界経済金融危機を受けて、IMFは融資制度の抜本的な改正を行って、コンディショナリティーのさらなる合理化、経済状況が良好な加盟国に対する、引き出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金支援を可能とする柔軟な融資制度、フレキシブルクレジットラインの創設を決定するなど、不断の改革努力というんでしょうか、取り組みを継続しているというふうに私ども理解をしており、私どもも責任ある立場から、しっかりこれをフォローしていかなければいけないと思っております。

○笠井委員 ガイドラインを策定したといっても、短期の緊縮的な財政金融指標を押しつけたり、それから、融資条件の設定目標を削減することはまだ不十分だと言われております。政府は、この間のIMFの改革についてどう評価して、今後、さらなる改革のためにどのような対応をするかが問題だと思います。

IMFは、一九八〇年代の南米債務危機、九〇年代のアジア通貨危機などにおいて、融資の条件として緊縮財政、社会保障削減、金融自由化、規制緩和などを途上国に押しつけて、融資先の国民生活を深刻にさせた経緯があります。今回の改正では、理事選出方法などの一定の見直しがなされているものの、依然として本質的な問題点に関する改編が見られないということで、我が党は本協定には反対であります。

さて、残った時間ではありますが、私、二〇〇九年六月十九日の当委員会で質問した問題に関連して、その後どうなったかについて若干ただしておきたいと思っております。

私、二年前に、東京の立川基地の騒音問題について、一九八〇年及び八二年に地元自治体と防

衛施設庁が取り交わした協定書と事前協議に基づいて、協定書や事前協議の内容が守られているかどうかをたどりました。

東京立川市にある防衛省所管の立川飛行場、周辺には武蔵村山市、東大和市などがあります。この基地では自衛隊、警視庁、消防庁、さらには米軍機が運航をしているという状況ですが、私、まず伺いたいのは、そのうち最も運航数が多い自衛隊機について確認したいんですけども、この基地を運用する航空機、ヘリの高度規定というのはどのようになっているのでしょうか。

○井上政府参考人 御質問をいただいたところでございます。

立川飛行場、これは特に市街地の中にある飛行場であるわけでございまして、私ども、できる限り、住民の方々の生活に影響がないような運用をさせていただいているところでございます。

今御指摘にありますように、防衛省と立川市、昭和五十五年の十月にまず協定書を締結させていただいております、立川市の行う周辺整備事業等につきまして、予算の範囲内で助成に努める等々の規定を行っておるところでございます。また、昭和五十七年二月に事前協議文書を締結しておりまして、飛行時間帯、離着陸回数、飛行経路、そういうものの取り決めをさせていただいているところでございます。

飛行の高度でございますけれども、飛行経路によって異なるわけでございますけれども、事前協議によります飛行経路概略によりますと、飛行場の上空におきましては千フィート、それ以外の飛行経路におきましては千五百フィート、千八百フィート等で飛行するというような取り決めをしているところでございます。

○笠井委員 長島理事も、地元に住んでいて、とてもうるさいということで今言われていましたけれども、過去五年間の自衛隊機の離着陸の回数を見ますと、二〇〇六年度の八千九百十八回に対して、二〇一〇年度は七千九十一回と年々減少はしてきている。しかし、航空機の騒音苦情というのは、過去五年間の平均が百八十五回と余り減少していないわけですね。二〇〇九年度は二百二十八回で最高となっております。

こうした地元住民の苦情を受けて、武蔵村山市が、二〇一〇年の十一月十五日から十七日の三日間に航空機飛行経路・飛行高度測定調査というのを実施しております。防衛省に確認しますが、武蔵村山市からこの測定結果の報告あるいはこの結果に基づく要望などを受けているのでしょうか。

○井上政府参考人 立川飛行場、今委員の御指摘のとおり、住民の方々からの苦情が一定程度あることは事実でございます。先ほど御指摘がございましたけれども、二十二年度は合わせて百六十二回、二十一年度は二百二十八回、二十年度は百六十五回ということでございまして、特にこの近辺が高いということではございませんけれども、そういう回数があるということは事実でございます。

それから、地元自治体との関係であるわけでございますけれども、私ども、当然ながら地元の市町村と密接な連携をとらせていただいているところでございまして……(笠井委員「要するに、武蔵村山から来ているかどうかだけです」と呼ぶ) はい。

毎年、立川飛行場環境対策会議、関係の十二市町村等と連携を図りまして、騒音の状況、それからそれぞれの市町村の要望等をお聞きしているわけでございまして、そういう中で、そういうような御要望も聞いているものというふうに理解をいたしております。

○笠井委員 去年調べたことについて、報告ないしは要望が来ているかと聞いているんですよ。それを答えてくださいよ、一言。端的に。

○井上政府参考人 今、事前の御質問に、その件の登録がなかったものですので、今の個別の問題について直ちに、具体的なものとしてあったかどうかということについては後ほど調べさせていただきますというふうに考えております。

○笠井委員 この問題を聞くことはわかっていたわけですからね。

それで私、ここに報告書、武蔵村山から出たものがありますけれども、持っております。調査を実施した三日間で、自衛隊機は三十五回も飛行しているということで、そのうち高度制限、先ほど千五百フィートと言われましたけれども、約四百六十メートルまで上がっているのは三割にすぎない。あとの七割は高度制限以下で飛行しているということで、ここに調査資料がありまして、実際に市が調べたものがあるんですよ。実際に千五百フィート以下というのが、ずっといっぱいあるわけです。

これまでも住民が再三再四、協定書、事前協議が守られていないということで苦情を出してきたわけですが、昨年、市当局がやった調査で見ても、七割近くが協定書や事前協議で取り交わした高度制限を守っていない、こういう実態が改めて証明されたわけで、こうした結果についてはどう見ているんですか。知らないんですか。

○井上政府参考人 先ほど申し上げましたけれども、協定書等があるわけでごさいます、基本的にそれを踏まえて運航をしているものというふうに理解をしているところでございます。

ただ、原則的にそういうようなことであるわけでごさいますけれども、災害対応、それから緊急時の対応等があった場合に、それとは異なる運航をするということがあることはぜひ御理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、私ども、住民の方々の生活環境に十分配慮しながら運航させていただきたいと考えておりますし、協定書で取り交わした内容を踏まえて飛行することが原則であるというふうに考えておりますので、今後ともそういうような配慮をさせていただきたいと考えているものでございます。

○笠井委員 緊急事態とか災害対応と言いましたけれども、去年の十一月十五日から十七日は緊急事態もないんですよ。災害対応でもないんですよ。実際、天気だって、十五日はおおむね晴れという状況で、十六日、十七日は曇り後雨でしたけれども、風もそんなに強くないという状況なので、そんな言いわけは通用しないわけですよ。武蔵村山で市当局が調べたら、実際は高度を守っていないというのが七割ですからね。

二〇〇九年の六月の質問に対して、局長は当時も局長で、同じ答弁をされているわけです。この協定書、事前協議の内容を踏まえて対応していく、ほかの機関とも同じ対応をすべきだということによっていたけれども、ちっとも変わっていないわけですよ。何をやってきたんですか。全然わかっていないんじゃないですか、実態が。

○井上政府参考人 二〇〇九年の六月に御質問いただいたことはまさに事実でごさいます、その段階でも私の方から、協定等を踏まえて運航させていただくということについて御説明をさせていただいたところでございます。

もちろん、もとより、部隊におきましては、協定の内容、それから運用規則があるわけでごさいます、飛行騒音の低減方策としてそういうことを踏まえて対応していく。そして、各部隊間におきまして、月に一度等々さまざまな会議を開きまして、その徹底を図っていく。そして、消防、警察もこの飛行場を使用しているわけでごさいますけれども、そうした機関とも連携をしていく。そして、地元の方々、さまざまな御意見、御要望があるわけでごさいますので、先ほど申し上げました立川飛行場環境対策会議を開きまして、さまざまな情報交換をさせていただき、そ

の協定書の趣旨を踏まえ、そして住民生活に十分配慮して運航するよう、さまざまな努力を積み重ねてきているというふうに理解をしております。

○笠井委員 会議をやったり、いろいろしたりしたって、事態が変わらなきゃしょうがないわけですよ。

今まさに深刻で、一つ、福祉施設がここのところにあるわけですけども、こういう声が上がっています。ヘリコプターの騒音がひどくて毎日の生活が苦痛です、精神的に参ってしまってノイローゼになりそうです、自衛隊に言っても、伝えておきますばかりで、何の変わりもありません、節電対策で窓をあけるとさらにひどく苦しいですということなんです。

これは、聞きましたら、ことし六月十六日午前十時台ですけども、一時間計測すると、この騒音が、十時十二分、十六分、二十一分、三十五分、四十三分二機、四十七分、四十八分、五十四分、五十五分、こんなにやはり集中しているわけですよ。

今まさに、この地域も御多分に漏れず、三月の東電の福島原発事故を受けて、節電の努力がされています。暑い夏でも、クーラーも可能な限り控えて、自然の風に頼るということで窓をあけているということで、まさに騒音という問題が一層深刻になっているわけです。

防衛省、昨年調査結果を本当に深刻にちゃんととらえたのか。改めて実態調査をやって、少なくとも協定書、事前協議の内容がしっかり守られるように直ちに是正する、直ちに、この高度についても。それぐらいはっきり明言すべきだと思わなければならないんですけども、どうですか。

○井上政府参考人 先ほど御指摘のあった武蔵村山市の資料につきましては、後ほどしっかりと拝見をさせていただきたいというふうに考えております。

また、先ほど来申し上げておりますとおり、住民、生活者の方々に十分配慮をいたしまして、最大限の運航上の努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、一点申し上げさせていただければと思っておりますけれども、この立川駐屯地、確かに市街地の中にあるわけでございますけれども、観測ヘリコプター、多用途ヘリコプターを配備しておりますが、航空偵察、人員、物資の輸送、空中消火を行う等、災害対応等で真っ先に出動をするような部隊であるわけでございます。また、日ごろからの訓練も必要であるということございまして、そういう中であって、できる限り周りの生活環境に十分配慮させていただきながら運航に努めたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○笠井委員 災害とかそういう話をやっているわけじゃなくて、訓練のときに自衛隊機が守っていないんですからね、みずからちゃんと約束した事前協議のことを。これはやはりだめですよ、ごまかしちゃ。直ちにこれを改める。これはいろいろなことを言わないで、これをしっかりやります、直ちにそれを是正します、武蔵村山の実態調査も踏まえてやりますと、これははっきり言わなきゃだめですよ、すばっと。言ってください。

○井上政府参考人 武蔵村山市の資料につきましては、部隊ともども情報を共有したいと思っております。その上で、先ほど申し上げましたとおり、住民の皆様方の生活環境に十分配慮しながら、最大限の努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○笠井委員 終わりますが、米軍機はもっと低い高度でやっていますからね。これは本当はまた外務省に伺いたいと思ったんですが、こういう問題を含めて、住民の生活第一ですから、ここのところを本当にしっかりやらなきゃいけないということを求めて、私は質問を終わります。